

九州大学における履修証明プログラムに係る受講料等規程

平成29年度九大規程第152号

施行：平成30年 3月30日

最終改正：令和 4年 3月31日

(令和3年度九大規程第107号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学における履修証明プログラムに関する規程（平成20年度九大規程第87号。以下「履修証明プログラム規程」という。）第6条に規定する受講料及び徴収方法等について定めるものとする。

(受講料等)

第2条 受講料の額は、履修証明プログラム（以下「プログラム」という。）ごとに別表に定める額とする。ただし、プログラムに授業科目が含まれる場合は、別表に定める受講料の額から受講者が履修する授業科目の単位数に14,800円を乗じて得た額を減じた額とする。

第3条 科学技術イノベーション（STI）政策人材育成プログラムを受講したことがある者（プログラムの修了書を授与された者を除く。）が再度プログラムを受講する場合であつて、かつ、プログラムにおいて認定された既修得単位があるときは、プログラムの修了要件となる所定の単位数から既修得単位数を差し引いて得た単位数に14,800円を乗じて得た額を徴収するものとする。

(徴収方法等)

第4条 受講を許可された者は、所定の期日までに受講料を納付しなければならない。

2 既納の受講料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は九州大学の都合により履修証明プログラムの全部又は一部を中止したときは、この限りではない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第162号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第107号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

履修証明プログラム名	受講料
情報セキュリティプロ人材育成短期集中プログラム (ProSec-IT)	118,400円
科学技術イノベーション（STI）政策人材育成プログラム	118,400円 (※)

※ 8単位を超える授業科目を履修する場合は、当該授業科目の単位数に14,800円を乗じて得た額を加算する。